

作業土工（床掘）（積算編）

秋田県 I C T活用モデル工事（作業土工（床掘））実施要領（積算編）

1. 適用範囲

- 1-1 本資料は、I C T施工において、3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術及び3次元マシンコントロール（バックホウ）技術を使用して、構造部の築造又は撤去を目的とした、土砂、岩塊・玉石の掘削等である床掘に適用する。

平均施工幅2m以上の土砂の掘削等である床掘のI C T建設機械による施工の積算にあたっては、床掘り（I C T）の施工パッケージ型積算基準により行うこととする。

平均施工幅2m未満の土砂の掘削等である床掘の積算にあたっては、「秋田県 I C T活用モデル工事（小規模土工）実施要領（積算編）」によるものとする。

- 1-2 この実施要領（積算編）は、秋田県建設部が所管する建設工事に適用する。

2. 機械経費

2-1 機械経費

床掘り（I C T）の積算で使用するI C T建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表（秋田県）」、賃料については、土木工事標準積算基準書（秋田県）の「第2章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。

作業土工（床掘り）（I C T）

I C T建設機械名	規格	機械経費	備考
バックホウ (クローラ型)	標準型・I C T施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014年規制)山積0.8m ³ (平積0.6m ³) 吊能力2.9t	賃料にて計上	I C T建設機械経費加算額は別途計上

※2-1機械経費うち、賃料にて計上するI C T施工対応型の機械経費には、地上の基準局・管理局以外の賃貸費用が含まれている。

2-2 I C T建設機械経費加算額

2-2-1 賃料加算額

I C T建設機械経費賃料加算額は、地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1機械経費のうち賃料にて計上するI C T建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

(1) 作業土工（床掘り）（I C T）

対象建設機械：バックホウ（I C T施工対応型）

賃料加算額：13,000円/日

2-3 その他

I C T建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。

2-3-1 保守点検

I C T建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。

(1) 床掘工（I C T）

保守点検費 = 土木一般世話役(円) × 0.05(人/日) × $\frac{\text{施工数量(m}^3\text{)}}{\text{作業日当り標準作業量(m}^3\text{/日)}}$

(注) 作業日当り標準作業量は「第I編第14章その他④作業日当り標準作業量」のI C T標準作業量による。

(注) 施工数量は、I C T施工の数量とする。

2-3-2 システム初期費

I C T施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。

(1) 掘削（床掘り）（I C T）

対象建設機械：バックホウ

費用：598,000 円／式

3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

床掘工（I C T）については、出来形管理を行わないため、費用は計上しない。

附 則(令和2年9月8日技管－296)

この実施要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和3年9月9日技管－310)

この実施要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和4年9月13日技管－548)

この実施要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和5年9月14日技管－449)

この実施要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令和6年9月11日技管－411)

この実施要領は、令和6年10月1日から施行する。